

令和4年度（2022年度）北海道社会福祉審議会定例会 議事録

日時：令和4年（2022年）6月1日（水）15：00～

場所：TKP 札幌駅カンファレンスセンター 3階 ホール3A

○ 総務課 竹内政策調整担当課長

予定の時刻となりましたので、まだ一部 Zoom の繋がっていない方もおられますが、只今より北海道社会福祉審議会定例会を開催いたします。各委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日事務局を務めさせていただきます、北海道保健福祉部総務課、竹内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の会議の進め方につきましてご説明いたします。本日オンラインでご参加いただいている委員の皆様方は、ご発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、ご発言の際は、Zoom サービス内の下段の「リアクション」ボタンの中にあります、「手を挙げる」ボタンをクリックいただきまして、こちらからの指名を受けた後、ご発言をお願いいたします。その際は、マイクのミュートボタンを解除いただきまして、ご発言終了後、再度ミュートにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

本日の定例会の出席状況でございますが、Zoom の参加委員も含めまして、現時点で委員32名中、22名の出席が確認されておりまして、過半数を超えるご出席をいただいておりますことから、北海道社会福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、昨年10月に開催されました定例会の後に、委員の異動がございましたので、ご報告させていただきます。一般社団法人北海道手をつなぐ育成会の人事異動に伴いまして、相内委員から長江委員に交代となりましたので、ご報告いたします。

その次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。お手元に配布の資料なのですが、1枚物の次第、それから出席者名簿、委員名簿、配席図、資料1「令和4年度保健福祉部の重点施策と予算の概要について」、資料2「生活困窮者支援について」、資料3「医療的ケア児への支援について」、資料4「ケアラー支援の推進について」、資料5「子ども子育て支援施策の推進について」、資料6「令和3年度民生委員審査専門分科会の審査状況について」、資料7「令和3年度身体障害者福祉専門分科会の審査状況について」、資料8「令和3年度児童福祉専門分科会の審議状況について」、資料9「令和3年度地域福祉支援計画専門分科会の審議状況について」となっております。不足等はございませんでしょうか。

それから、資料の一部の訂正がございます。会場配付の資料の方は差し替えが間に合っておりますが、事前に Web 参加の皆様へに郵送している資料の中で出席者名簿の方になりますが、出席者名簿の上から4番目、北海道私立幼稚園協会の近藤委員でございますが、先日の定期

総会で会長に役職が変更となっておりますので、会長への修正をよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、北海道保健福祉部長の京谷より、ご挨拶を申し上げます。

○ 京谷保健福祉部長

お疲れ様でございます。リモートとのハイブリットということで、座ったままで失礼いたします。令和4年度北海道社会福祉審議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただき厚くお礼申し上げますとともに、日頃から、本道の保健福祉の推進、道民生活の向上にご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応にあたりましては、それぞれのお立場で長期にわたって、ご尽力をいただいておりますこと、重ねて感謝を申し上げます。

こうしたご協力のおかげもありまして、直近の道内の状況は、新規の感染者数が減少傾向に転じておりますが、その一方で、新千歳空港の国際線が今月から再開される方針となるなど、経済社会活動の正常化に向けましては、引き続き感染拡大防止を徹底していくことが必要であると考えてございます

道では、これまでも、保健所機能の充実や検査体制の整備を進めますとともに、市町村や医師会、関係団体の皆様のご協力のもと、検査・医療提供体制の確保ですとか、日常生活を続ける上で必要な保健福祉サービスの提供など、様々な対策に取り組んでいるところでありまして、今後とも、道民の皆様の命と健康、暮らしを守るため、ウイルスの特性や感染状況に応じた対策に取り組んでまいりますので、皆様方には引き続きお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

また、全国を上回るスピードで少子高齢化が進む中、結婚や出産の希望をかなえることや、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現を目指して、妊娠・出産、子育てなどのライフステージに応じた切れ目のない少子化対策を進めるほか、生活困窮者の相談支援体制の強化やケアラー支援など、誰もが共に支え合い、発展できる地域共生社会の構築とともに、必要となる人材の確保や福祉サービスにおける基盤整備など分野横断的に各般の施策を推進してまいります。

本日は、保健福祉部が今年度重点的に取り組みます、主な施策の説明のほか、昨年度の審査及び審議状況などをご報告させていただきますので、それぞれのお立場や専門的な見地から忌憚のないご意見をいただければと考えてございます。

むすびになりますけれども、私どもといたしましては、ポストコロナも見据えながら、道民の皆様の生活を支える保健・医療・福祉の向上に向け、最大限の努力をしてまいりたいと

考えてございますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力をお願いし簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○ 総務課 竹内政策調整担当課長

続きまして、本審議会の委員長であります、加藤委員長から、ご挨拶をお願いいたします。

○ 加藤委員長

令和4年度北海道社会福祉審議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃からそれぞれのお立場で、北海道の社会福祉の推進にご尽力をいただいておりますことに、心から敬意を表する次第であります。

只今、保健福祉部長の挨拶にもありましたが、人口減少や少子高齢化、生活様式の変化などにより、保健・医療・福祉に関するニーズや課題も多様化しており、それぞれの課題に応じた対策の実施が必要であります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたっておりまして、社会福祉をとりまく環境も大きく変化してきております。

こうした中で、私どもといたしましては、今後も道民の皆さんが安心して暮らし続けられるよう、この審議会において知恵を出し合い、北海道の福祉のより良き姿について議論を進め、それが道政に反映されることが重要だと考えております。

本日お集まりの委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場から、活発なご発言・ご提言をいただきますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 総務課 竹内政策調整担当課長

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、加藤委員長をお願いいたします。

○ 加藤委員長

それでは、お手元の会議次第に沿って進めてまいりたいと思います。会議次第の4番目、説明事項についてでございます。まず、(1)「令和4年度保健福祉部の重点施策と予算の概要について」説明をお願いいたします。

○ 総務課 竹内政策調整担当課長

私の方から、令和4年度の保健福祉部の重点施策と予算の概要について、資料1に基づき、説明いたします。表紙をおめくりください。

はじめに、令和4年度当初予算の概要についてご説明いたします。上段の表の太枠の中のアンダーライン部分となりますが、一般会計で6,940億7,448万3千円、国民健康保険事業

特別会計で 4,829 億 5,690 万 7 千円、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計で 12 億 8,460 万 1 千円となっております。合計いたしますと 1 兆 1,783 億 1,599 万 1 千円、前年度と比較しますと、459 億 3,719 万 6 千円の増額で、率にしまして、104.1%となっております。

予算額の増減の主な要因といたしましては、下段の右側の部分に記載してございますが、一般会計では、介護保険給付費負担金や子どものための教育・保育給付費負担金、介護給付・訓練等給付費負担金などの義務的経費の増加に加えまして、感染症対策事業費をはじめとする新型コロナ対策関連経費が増加となっており、後期高齢者医療財政安定化基金積立金及び基金事業が減となっております。

次に、保健福祉部における「令和 4 年度の重点政策」の概要について、ご説明いたします。裏面をご覧ください。左上の部分になりますが、本道の合計特殊出生率は「1.21」と、全国平均の「1.33」を下回る一方、高齢化率は「31.8%」と、全国平均の「28.0%」よりも高い状況で、人口減少、少子・高齢化が全国を上回るスピードで進んでおりますことなどから、保健医療福祉分野における様々な地域課題が生じてございます。当部といたしましては、こうした地域の課題に対しまして、資料の右側の「めざす姿」というところに記載してございますが、「北海道総合計画」に掲げる「安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会」の実現に向け、「令和 4 年度重点政策のポイント」として中段に記載しておりますが、子どもの成長を支える環境づくりと少子化対策の推進、暮らしを守る地域医療の確保と健康づくりの推進、誰もが暮らしやすい社会の構築、医療・福祉サービスを担う人材の確保、この 4 つの柱に「新型コロナウイルス感染症対策」を加えました重点政策に取り組むこととしまして、限られた予算、人的資源のもと、実効性の高い政策展開を図っていくこととしております。

具体的な取組につきましては、「子どもの成長を支える環境づくりと少子化対策の推進」では、「安心して生み育てたいという希望を叶え子どもの成長を支える環境づくり」を進めるため、ヤングケアラーの支援体制整備などの「環境づくり」や、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」の各々のライフステージに応じた多様な支援方策に取り組むこととしております。

次の「暮らしを守る地域医療の確保と健康づくりの推進」では、「地域に必要な医療の確保や健康で安心して活躍できる社会づくり」を進めるため、医療人材確保対策をはじめとします「地域医療」の確保や、がん対策の推進などによる「健康づくり」に取り組むこととしており、「誰もが暮らしやすい社会の構築」では、「誰もが共に支え合い発展できる社会の構築」を進めるため、生活困窮者への支援などによる「セーフティネットの充実・強化」、属性や世代を問わない相談体制の整備などによります「共生型社会」の構築、障がい者の就労支援などの「障がい者支援」、また、地域包括ケアの推進に向けた支援の充実などによる「高齢者への支援」に取り組むこととしております。

「医療・福祉サービスを担う人材の確保」では、「医療や福祉サービスに必要な人材の確保とキャリア形成」を進めるため、医師などの「医療人材の確保」に向けた医師の働き方改革

の促進や、介護職員などの「福祉人材の確保」に向けた介護事業所における認証評価制度の推進などに取り組むこととしております。

最後の「新型コロナウイルス感染症対策」では、「感染症の発生予防・まん延を防止」するため、PCR検査体制の整備などにより「感染拡大の早期発見」、ワクチン接種体制の整備などによる「感染拡大の防止」、入院患者の受入病床確保などによる「医療提供体制の確保」、発生地域への専門家派遣などによる「クラスターへの対応」に取り組むこととしております。

道内の新規感染症者数は、減少傾向にあります。再拡大を防ぐためにも、引き続き、感染拡大防止に向けた取組を進めてまいります。

当部といたしましては、この5点を重点政策の柱としまして、他部とも連携をし、様々な施策をきめ細やかに展開していく考えでございます。関係団体や市町村の方々との連携を密にして、保健・医療・福祉部門が一体となり、人口減少、少子化、高齢化といった難局に適切かつ確に対応していけるよう、努めてまいります。

本審議会の委員の皆様方におかれましては、今後とも、道の施策や事務事業などにご理解・ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、当審議会に関係する各分野の主な施策につきましては、この後、担当課から説明をいたします。説明は以上となります。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは次に、(2)「各分野の主な施策」のうち、「生活困窮者支援について」説明をお願いいたします。

○ 地域福祉課 森課長

保健福祉部福祉局地域福祉課の森でございます。どうぞよろしくお願いたします。資料2に沿って、「生活困窮者支援」について、説明をさせていただきます。

現状と課題でございますが、平成27年4月に施行されました「生活困窮者自立支援法」におきまして、生活に困窮される方を支援するため、自立相談支援事業が制度化されてございますが、福祉事務所設置自治体である道及び市では、この自立相談支援事業において、収入や生活費、住まいなどに関する相談支援や住居確保給付金の支給などを実施してございます。

新規相談受付件数を表にしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大の影響を受けまして、離職や収入の減少などによって、生活に困窮する方が増加しま

して、全道の新規相談件数は、コロナの影響を本格的に受ける令和元年度以前に比べて、約3倍に増加をしてございます。

また、国では、新型コロナの影響による休業や失業等により生活資金にお困りの方々を支援するため、令和2年3月25日から、生活福祉資金特例貸付制度を創設し、各都道府県社会福祉協議会を実施主体に貸付を実施してまいりました。

全道の貸付実績は令和3年度末で約13万2千件、約478億円に上ってございます。

この貸付の償還開始はコロナの影響が長引く中、延期をされてございましたけれども、令和5年1月から順次開始される予定となっております。

貸付を受けたご本人または世帯主が住民税非課税の場合は償還が免除されますけれども、それ以外の方は返済が必要となりますことから、返済によって生活に不安を抱える方が増えていくことが懸念されますので、自立相談支援事業のさらなる周知を図り、関係機関との連携のもと、相談者お一人お一人のニーズに合わせた支援を実施していくことが必要でございます。

こうした現状や課題を踏まえまして、令和4年度の道の取組でございますが、自立相談支援機関が相談者のニーズを適切に把握し、必要な支援に繋げていくためには、マンパワーの確保などが、さらなる体制整備として必要と認識をしてお返しをしまして、各振興局に設置した自立相談支援機関のうち、特に相談件数が多い支援機関に相談に対応する支援員を増員しましたほか、感染拡大防止のためのタブレット端末によるオンライン相談の実施や、外国籍の方への支援強化を図るための翻訳機の導入など、自立相談支援体制の機能強化を実施しているところでございます。

また、特例貸付につきましては、5月中旬に、実施主体であります北海道社会福祉協議会から、令和5年から償還を行う必要のある全ての方に、償還免除の手続き方法などをお知らせしてございまして、道といたしましては、今後の償還事務が円滑に実施されますよう、道社協と連携を密にしますとともに、返済によって今後の生活に不安を抱える方に対しましては、お一人お一人のニーズに合わせた各種支援制度に繋げていけるよう、市町村などとも連携し、生活に困窮される方々を支えてまいります。

私からは以上です。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは次に、「医療的ケア児への支援について」説明をお願いいたします。

○ 障がい者保健福祉課 河谷精神医療担当課長

障がい者保健福祉課の河谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、医療的ケア児への支援、そして医療的ケア児支援センターの設置につきまして、資料3に基づきましてご説明をいたします。

1 ページ目をご覧ください。1 つめの概要ですが、「医療的ケア児」は、日常生活で人工呼吸器による呼吸管理や痰の吸引などの医療的ケアが必要な児童のことをいいますが、下に記載がありますとおり、全道に約700名の児童がおられます。道ではこれまで、日中活動への参加やご家族のレスパイトのため、市町村がデイサービス事業所などに看護師を派遣する事業への支援のほか、各種サービスや支援を総合的に調整いたしますコーディネーターの育成事業などを行ってきております。昨年9月に医療的ケア児支援法が施行されまして、ケア児の日常生活を社会全体で支えることなど、国や地方公共団体の責務として定められたところであり、法で新たに設置が可能となりました、支援の中核的役割を担う医療的ケア児支援センターを本年度設置することとし、新たに予算を計上したところでございます。

次に、2 つめのこれまでの取り組みになりますけれども、平成28年の児童福祉法の改正によりまして、医療的ケア児への支援が努力義務とされたことから、障がい者施策推進審議会に部会を設置しまして、ケア児の状況調査、受入事業所調査のほか、障がい児福祉計画への反映等について審議を重ねてきているところでございます。また、平成30年からは、「医療的ケア児等コーディネーター」の養成研修を開始しておりまして、現在103名の方が登録され、地域で活動をしていただいております。

3 つめの、今後の取り組みですけれども、先ほども申し上げましたが、都道府県に新たに設置が可能となりました、医療的ケア児支援センターにつきまして、現在、開設準備を進めております。(1)の実施主体は道で、業務運営を医療法人に委託することとしております。このセンターの具体的な業務イメージにつきましては、2 ページ目をご覧ください。主な業務内容は左の囲みにありますが、家族等への相談、相談内容に応じて、地域で活用できる社会資源を情報提供しながら、適切な医療機関を紹介するなど、切れ目のない相談援助を行います。また、右の囲みにございますとおり、市町村をはじめとする関係機関への情報の提供や研修のほか、図の右下にございますように、地域の支援の現場からの、調整困難事例など、専門性の高い相談への助言を行うこととしております。なお、センターにつきましては、札幌市を含む道内全域を業務範囲といたします。1 ページ目にお戻りいただきまして、(2)のセンターの体制ですけれども、週5日の開所を予定しておりまして、センターにはコーディネーター養成研修の修了者など知識を有する職員を配置することとしております。(4)の開所予定日につきましては、早期に業務が開始できますよう、現在、受託者と準備を進めているところでございます。

道といたしましては、これまでの取組に加えまして、新たに設置しますセンター事業を通じまして、医療的ケアが必要なお子さんやご家族への支援の充実に努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

○ 澤田（乃）委員

日本介護福祉士養成施設協会北海道支部の澤田でございます。今日はお疲れ様でございます。今、色々ご説明いただいておりますけれども、この医ケア児の法律ができあがって、それから私も気にして色々感じ見ていたんですけれども、今後出てくることなので、具体的に医ケア児の家族に対する支援というところでいいますと、保育士ですとか、幼稚園教諭、そういったところの方々も、いわゆる社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引の研修を受けると、医ケア児のケアに当たることができる人材になるという法律もあります。今後、様々な介護福祉士養成施設も、保育士養成施設も含めて、そのような人材の養成というのをを行うときに、その手続きを踏みたいという養成施設には、道の方で各養成校の方に色々円滑に事が進むように、ご配慮等をお願いさせていただきたいと思っております。また、そういったことを今回配付いただきましたペーパーのイメージ図のところ、実際にケアに当たる人材ということで、看護人材のほかにも、介護福祉士ですとか、所定の研修を終えた保育士等というものがどこかで出てくると、もっと分かりやすいと思っております。後、質問でございますけれども、ペーパーの1枚目の方の2のこれまでの道の取組というところのコーディネーター研修の登録者の数が103名とありますが、登録される人材の資格は何か制限があるのでしょうか。例えば、保育士ですとか、介護福祉士というのは相当するのか、質問させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 障がい者保健福祉課 河谷精神医療担当課長

ご質問ありがとうございます。コーディネーターの養成研修の受講資格につきましては、特に職種についての指定等はございませんので、看護師ですとか保育士ですとか、介護に従事される方が対象となります。

○ 澤田（乃）委員

ありがとうございます。実際に現場で医ケア児に対応する人材は、法律に基づいての職種もありますけれども、そういったことは何らかの道の施策で具体的に活字化していただくことは可能でしょうか。

○ 障がい者保健福祉課 河谷精神医療担当課長

大変貴重なご意見ありがとうございます。今後の活用等につきまして、大変貴重なご意見でございますので、参考とさせていただきたいと思っております。

○ 加藤委員長

それでは次に、「ケアラー支援の推進について」説明をお願いいたします。

○ 高齢者保健福祉課 高屋課長

高齢者保健福祉課長の高屋と申します。よろしくをお願いいたします。私からはこの度制定いたしました「北海道ケアラー支援条例」につきまして、資料4に基づき、ご説明させていただきます。

まず、ケアラーの定義ですが、資料の第2条、定義のところでございます。高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方と定義づけられておりまして、このケアラーにつきましては、介護のために自分の時間を十分にとることができず、心身の健康を損なったり、周囲の理解が得られず、誰にも相談できないまま社会から孤立していくことが心配されておりまして、特に18歳未満のヤングケアラーにつきましては、支援が必要な子どもがいても、その子自身や周囲の大人が気づくことができないといった現状がございまして、過度な責任や負担を負うことで、子どもらしい成長や学びに影響があることなどが懸念されております。このため、道では、昨年度、ケアラーに関する実態調査を行いまして、その結果や有識者会議からのご意見、議会議論などを踏まえまして、条例を制定し、本年4月に施行したところでございます。目的のところでございますが、この条例では、ケアラーとその家族が孤立することなく、健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指すこととしておりまして、ケアラー支援に関する理念を第3条で掲げますほか、第4条から9条には、道の責務や関係機関の役割を明らかにするとともに、下段の方にありますけれども、基本的な施策を定めることで、各種取組を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。今後の具体的な取組に該当する部分が下の「ケアラー支援に関する基本的施策」になりますが、ケアラー支援を計画的に推進していくために「推進計画」を策定しますとともに、①から③にございます、普及啓発による道民理解の促進、ケアラーの早期発見及び相談の場の確保、ケアラーを支援するための地域づくり、この3つを施策の「3つの柱」と位置づけておりまして、これはいずれも昨年行いました実態調査の結果を踏まえて特に重要な取組として設定したものでございます。

2ページ目をお開きください。基本的施策の3つの柱ごとに具体的な取組を記載してございます。目的にございますが、ケアラーに関する認知度を高め、支援を必要とする方を早期に発見し、一人ひとりの事情に合った支援へつなげることができるようにするため、先ほどの「3つの柱」に基づく取組をこちらの方に記載してございます。まず、「普及啓発」と書かれているところでございますけれども、昨年度から行っておりますSNSを活用した情報発信に加えまして、今年度は、ポスター、リーフレット、ステッカーを作成しまして、市町村や医療機関、学校などに幅広く配布しますほか、ケアラーの存在や支援の必要性などにつつま

して、シンポジウムを開催することとしております。ケアラーに関する理解を深めていただくためでございます。それから、真ん中の「相談支援体制」に係る取組でございますけれども、地域におけます支援体制を充実させようとするものでして、市町村や地域包括支援センターなどの職員に対します研修を実施するほか、ヤングケアラー関係では、支援を必要としている児童・生徒と市町村等の相談窓口とを繋げるコーディネーターを配置しますとともに、児童・生徒に対する心のケアを行いますスクールカウンセラーや、課題解決に向けた調整役として働きかけを行いますスクールソーシャルワーカーの派遣を推進して相談支援体制の強化を図っていきたい考えでございます。それから、1番右側の「地域づくり」というところになります。ケアラー本人とその家族が安心して暮らすことのできる環境づくりを目指すもので、日頃から相談支援に携わっております福祉分野の職員だけではなく、ケアラーを積極的に支援する機会が少ない方でも、相互の理解を深めることができるよう、交流の場の整備などの指南役となりますアドバイザーを派遣するほか、当事者同士で悩みなどを共有できるオンラインサロンの開設など、市町村におけるカフェやサロンの設置を推進していくこととしております。

3ページ目になりますが、只今ご説明しました取組をケアラーとヤングケアラーで分けた表でありますので、説明が重複しますので、省略させていただきます。

道といたしましては、ケアラー支援を効果的に進めていくためには、道と市町村、関係機関や各団体が一体となりまして、情報や認識を共有していくことが重要と考えております。今回説明しました、これらの取組を着実に実施して、ケアラーとその家族が不安なく暮らしていけるよう、体制づくりに努めてまいりますので、皆様におかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。

○ 三浦委員

このポスター、リーフレット、ステッカー、とても良い案だと思います。その中に、市町村、社協、相談支援機関、学校、医療機関、これは本当に重要だと思います。コンビニ、スーパーというのは、必要なのかなと思いました。私、結構チラシ等をいただいて帰る方なので、そうしますと、残っていることがよくあるんですね。それで、もし、可能であるのであれば、全道にコミュニティ放送局がございまして、そこから少し発信ができないかなと思いました。私、20年前からラジオカロスサッポロで「介護と福祉のふれ愛ステーション」という番組をやっています、そこでたまたま3月にヤングケアラーとケアラーのお話をさせていただきました。そのときに、障がいをお持ちのお姉様の方からメールをいただきまして、過去を振り返ると、妹をヤングケアラーにしていたんじゃないかという相談でありました。そのときにも、私は苦しんでいたけど、どこに相談したら良いか分からなかったんですとメールを

いただきました。ですから、もしかしたら、いろんな方が聞いてくださっているかもしれないので、ご検討をお願いできないかなと思ひまして、話させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○ 高齢者保健福祉課 高屋課長

大変貴重なご意見、ありがとうございます。条例の趣旨としましては、道民の方に理解していただくということがまずありますので、今回こういった啓発資材を作らせていただいて皆さんに知っていただくということでやっておりますので、今いただいたご意見につきましても、参考にさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○ 加藤委員長

それでは次に、「子ども子育て施策の推進について」説明をお願いいたします。

○ 子ども子育て支援課 菊谷課長

子ども子育て支援課の菊谷と申します。よろしくお願ひいたします。私の方からは資料5「子ども子育て支援施策の推進について」になります。1ページ目を開いていただければと思ひます。子ども未来推進局では、子ども関連各種計画で掲げました目標達成に向けて関連施策を展開しております。資料に施策項目といたしまして、少子化対策、子育て支援など6本の柱立てと現状課題、それから取組方針ということで取り組んでまいりますけれども、具体的には2ページ目をご覧いただきたいと思ひます。

「少子化対策の推進と子育て世代への支援の充実」でございます。現状と課題になりますけれども、コロナ禍の中、合計特殊出生率の低下、妊娠届出件数の減、妊活意欲の低下や出会いの場の減少など、少子化傾向が続いております。こうした中、施策展開のポイントと主要事業ということでございますが、こちら3つの柱立てをしております。1番左側ですけれども、「結婚・子育てについて、時代のニーズや若者世代の意識に即した取組の充実」ということで、今年度新たにオンライン活用による新たな婚活支援といたしまして、婚活中の道民と移住を検討している首都圏在住者とのオンラインによるマッチングイベントを開催します。それから、ユースプランナー登録制度ということで、これは若い世代の意識や傾向を把握するために、結婚支援・子育て支援策に若者世代の意見を反映して関連事業の効果的な実証方法や新たな施策検討に向けた意見を募集します。道内の大学生100名の登録を目標といたしまして、SNSを活用いたしまして道施策の情報発信、拡散、それによってご意見をいただいて、施策に反映できるものは施策に反映していく取組を始めてまいります。真ん中の「保育サービスなど子育て支援基盤の着実な整備と家庭支援機能の充実」です。こちらにつきましては、待機児童解消に向けた保育の受け皿の整備や子育て世代包括支援センターの整備促進、さらには保育士確保対策事業にも取り組んでまいります。その右側になりますけれ

ども、「子どもを持つことを希望する者の支援や出産後の母子に対するサポートの充実」ということで、記載の母子保健関連事業を実施してまいります。

3ページの方をご覧いただきたいと思います。「子どもの貧困対策の推進とひとり親家庭への支援の充実」でございます。こちらの現状と課題でございますけれども、コロナ禍による雇用情勢の悪化によります、生活困窮家庭の増加や養育費の確保などの公的解決が必要な相談の増加といったことが挙げられます。施策展開のポイントと主要事業でございますけれども、ひとり親家庭の生活実態の把握、それからひとり親家庭への支援ということで、本庁に弁護士1名を配置した、ひとり親家庭相談窓口強化事業ということで取り組んでまいります。さらには、子どもの居場所への支援ということで、子ども貧困対策ネットワーク事業ですとか、子どもの居場所支援整備事業を実施してまいります。

続きまして、4ページ目になります。「ヤングケアラー支援と子どもの権利の尊重」です。こちらの現状と課題でございますけれども、本来、大人が担うべき家事や家族の世話を、年齢や成長の度合いに合わない負担を担っているヤングケアラーの存在が社会問題化していること、また、措置を要する子どもの権利を守る取組が求められております。さらには、養護施設退所者への必要な支援を求められております。「ヤングケアラーへの支援の充実」でございますけれども、先ほどのケアラー条例と若干重複いたしますけれども、令和4年度から6年度の3年間で認知度向上の「集中取組期間」に設定しております。道の取組といたしましては、ケアラー条例を施行し、ケアラーのうち18歳未満をヤングケアラーと定義いたしまして、ヤングケアラーへの支援を基本理念にしております。今年度取り組む事業につきましては、児童福祉関係職員等に対する研修の実施、ヤングケアラー支援のための相談窓口の開設、コーディネーターの配置、全道の大学生・小学生を対象とした実態調査ということで取り組んでまいります。資料の右側の「子どもの権利の尊重」ですけれども、こちらは子どもの権利擁護実証モデル事業ということで、児童相談所での子どもへの訪問相談、権利侵害に関する調査、権利擁護の普及啓発を担う「子どもの権利擁護専門員」を1名配置してまいります。下段の「社会的養育の質の向上」です。国の社会保障審議会社会的養育専門委員会で議論が重ねられてまいりました。年齢にかかわらず、必要と判断するまで自立支援を提供し、その費用を国が負担する、社会的養護を経験した者の実態を調査し、把握に努めるということが報告書に記載されております。関連事業といたしまして、社会的養護従事者処遇改善事業に取り組んでまいります。

続きまして、5ページ目になります。「児童虐待防止対策の推進と対応力の強化」です。こちらの現状と課題ですが、札幌市や全国では虐待相談件数が過去最高となり、コロナ禍での潜在化も懸念されております。また、未然防止、早期発見の強化が急務となっております。施策の展開方針と主な事業でございますけれども、SNSを活用した相談支援システムの運用を開始し、児童相談所の市町村支援機能の更なる強化、一時保護所の環境改善に努めてまいります。

以上、駆け足でございますけれども、コロナ禍でありまして、安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整備しますとともに、子どもの権利が守られ、全ての子どもが健やかに希望を持って育つことができる社会の構築を推進してまいります。以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

○ 佐川委員

今ご説明いただきましたけれども、民生委員の方としては、児童虐待をずっと手掛けていくわけですが、全国一斉に民生委員が11月の児童虐待防止月間ということで、動いております。ただ、実際にはそれぞれやり方が違ってはおりますけれども、そういう月間を決めていると。ただ、北海道の場合は11月って非常に寒くて街頭啓発をやった場合には、例えば、リボンをつけるにしても、防寒具を付けていると、穴を空けるために破られると。ですから、できれば北海道バージョンにして10月にやろうかということ全国に声をかけているんですけれども、全道でやはり一緒に、赤い羽根じゃないけれども、やるときに全道一斉にやっていかなければ、なお効率が上がるんじゃないかと思うんですね。ただ、やり方が非常に難しいです。赤い羽根ですと、共同募金お願いしますと声を掛けられるんですけれども、虐待防止お願いしますとはできないんですね。何と言って良いか、全国でいつも起こる問題なんです。何と声掛けをしようかと。その辺も併せて北海道が音頭をとるような形でやっていただければ、完全ではないですが、1つでも2つでも減っていくのであればと。リボンは民生委員が全部手作りです。それで、参加していただける方、街頭で渡したり、全部民生委員が自前でやっているんですね。そういう面も見えていただきながら、予算くれではなくて、全道、道民と一緒に動いているんだということで、啓発を考えながらやっていただければと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

○ 子ども子育て支援課 菊谷課長

ありがとうございます。貴重なご意見といたしまして、今後検討させていただきたいと思っております。

○ 加藤委員長

それでは、次に移りたいと思います。会議次第の5番目、報告事項に移らせていただきます。それではまず、(1)「令和3年度民生委員審査専門分科会の審査状況について」報告をお願いいたします。

○ 地域福祉課 森課長

地域福祉課でございます。北海道社会福祉審議会運営規程第4条第7項に基づきまして、令和3年度における民生委員審査専門分科会の開催状況を報告させていただきます。

資料6の1ページでございます。「1 開催状況」でございますが、昨年度につきましては、3月に書面開催してございます。道内の市町村におきまして、民生児童委員候補者の確保に苦慮している現状を踏まえまして、道の民生委員・児童委員選任要領及び民生委員審査専門分科会審査方針の一部改正をすることについてお諮りをしまして、ご承認をいただいたところでございます。改正点につきましては、「主な内容」に記載をしておりますけれども、(2) 民生委員になっていただく方の居住年数を撤廃いたします。それから、(4) 主任児童委員の年齢要件の緩和などとなっております。次に、「2 厚生労働大臣への推薦状況」についてでございますが、昨年度は、欠員補充に係る候補者133名を推薦し、全員が厚生労働大臣から委嘱されてございます。なお、解嘱者は、163名となっております。

令和3年度民生委員児童委員の定数及び委解職の状況につきましては、2ページに記載してございます。

今年度につきましては、民生委員・児童委員の一斉改選が予定されておりますことから、民生委員法に基づき、社会福祉審議会民生委員審査専門分科会で審査をしていただきますため、今後、委員の皆様と日程を調整し、9月頃に専門分科会を開催予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の報告につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは次に、(2)「令和3年度身体障害者福祉専門分科会の審査状況について」報告をお願いいたします。

○ 障がい者保健福祉課 秋田課長

障がい者保健福祉課長の秋田と申します。よろしく申し上げます。私の方からは、令和3年度身体障害者福祉専門分科会の審査状況についてご報告いたします。資料7の1ページをご覧ください。

1の「身体障害者福祉法に基づく医師の指定に係る審査」ですが、身体障害者手帳の交付申請時に提出する診断書の記載をする医師の指定に係る審査となっております。令和3年度は開催回数が11回、審査件数が86件でありまして、うち86件、80名が指定されております。なお、指定件数と実人数に差が生じておりますのは、資料の5ページにお示しをい

たしましたが、診療科ごとに指定を行うということになっておりまして、複数の診療科で指定を受けている医師がおられることによります。

続きまして、2の「障害者総合支援法に基づく自立支援医療機関の指定等に係る審査」でございますが、開催回数が5回、審査件数が8件でありまして、8件全てが指定されております。

次に、3の「身体障害者手帳交付に係る障害程度の審査」については、開催件数が12回、審査件数が120件となっております。なお、審議において疑義が生じまして、診断書を作成した指定医に対して照会する必要があり、複数回審査したものがありますため、実審査件数と差が生じております。また、審査件数の内訳は、手帳交付の非該当としたものが86件、診断書に記載された医師の意見どおりの判定が13件、その他の等級としたものが19件となっております。

最後に、4の「障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定等処分に対する不服申立てに関する審査」についてですが、令和3年度は、特別障害者手当に関する申立ては1件ありましたが、まだ審査段階には至らなかったため、審査状況としては、いずれも0件となっているところです。

なお、2ページから14ページまでの資料でございますが、只今ご説明した件数の内訳や制度の概要、指定要件等を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。私からは以上でございます。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の報告につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは次に、(3)「令和3年度児童福祉専門分科会の審議状況について」報告をお願いいたします。

○ 子ども子育て支援課 手塚自立支援担当課長

子ども子育て支援課で自立支援担当課長をしております手塚と申します。私からは資料8「令和3年度児童福祉専門分科会の審議状況について」ご説明させていただきます。

まず、児童福祉専門分科会に設置された検証・処遇部会ですが、1ページ目でございます。計2回開催してございます。報告事項につきましては、過去の法の第27条第1項第3号に基づく施設入所の措置事案のその後の経過、それと児童福祉法第33条の15第2項に基づく被措置児童虐待通告に対する措置状況などにつきまして、計20件の報告を行いました。

めくっていただいて裏面です。2ページでございます。同じく児童福祉専門分科会に設置された里親・保育部会、上段でございますが、書面での開催を含めまして、計4回開催してございます。まず、児童福祉法第6条の4第1項に係る里親の認定につきましては、68件106名について諮問を行いまして、いずれも認定の答申をいただくとともに、里親の登録更新99件、登録取消47件について報告をいたしました。また、中段の方でございます。児童福祉法第35条第6項の規定によります保育所の設置認可につきましては、2回の開催で計7件の諮問、認定こども園法第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可につきましては、3回の開催で、7件の諮問を行いまして、下段の表でございますが、全て認可の答申をいただきました。

以上、児童福祉専門分科会の開催状況につきまして、ご報告させていただきました。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の報告につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは次に、(4)「令和3年度地域福祉支援計画専門分科会の審議状況について」報告をお願いいたします。

○ 地域福祉課 森課長

地域福祉課でございます。資料9になります。地域福祉支援計画専門分科会は、平成30年3月に策定いたしました「北海道地域福祉支援計画」における取組の推進管理等を行いますほか、地域福祉に係る情報の収集や市町村地域福祉計画の作成に関する道の指針等に関すること、そのほか必要な事項について協議する場として設置をさせていただいております。計画の概要につきましては1に記載をしております。

分科会の審議経過についてでございますけれども、昨年度は令和4年3月に書面開催いたしまして、計画で定めた指標の推進状況を報告しております。

指標は6つございまして、1つ目、「北海道福祉人材センターの支援による介護職員の就業者数」につきましては、介護職員の確保が喫緊の課題となっておりますことから、道社協が運営する北海道福祉人材センターにおきまして、介護職員の就業支援を行っております、令和7年度の年間就業者数が230人となることを目標としております。分科会報告時点の数値となりますけれども、令和2年度につきましては、目標を168人としておりましたが、就業者が206人と、目標を上回る結果となっております。

次の、「地域の包括的な支援の核となる人材養成数」についてですが、社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けて、市町村が包括的な支援体制を整備することに努める旨は規定

されましたけれども、地域資源の限られる小規模市町村などでは、単独で人材養成を行うことが困難であるという現状を踏まえまして、地域の包括的な支援の核となる人材の養成について支援を行うものでございます。令和3年10月現在では、152市町村で養成されてございます。

次に、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定市町村」につきましては、道社協に常設されております北海道災害ボランティアセンターが、平時から各地域で連携体制の構築を進めますとともに、災害発災時に市町村において、災害ボランティアセンターが、円滑に設置・運営されますよう、マニュアル策定を進めてございます。道といたしましても、市町村に協力を要請するなど取組を支援しているところでございます。令和4年1月現在では、策定済みが69市町村となっております。令和元年度末時点よりは大きく増加しておりますけれども、依然として未策定の市町村が多い状況となっております。今後は、市町村から策定に向けた課題を伺いながら、一層の働きかけを行い、取組を進めてまいります。

次の「市町村福祉避難所の指定状況」についてでございますが、令和元年度までに全市町村で指定されるよう取組を進めるものでございまして、既に全市町村での指定が済んでございます。

次に、「市町村地域福祉計画策定市町村」についてでございます。令和2年度に全市町村での策定を目標としておりますけれども、令和3年4月1日現在で、106市町村が策定済みとなっております。社会福祉法において市町村での策定が努力義務化されておまして、道では、平成30年3月にガイドラインを策定し、市町村に周知するなど、計画策定を働きかけておりますほか、未策定の市町村に直接赴きまして、計画策定の必要性や策定に係る技術的助言を行うなどしまして、目標達成へ向けて引き続き取り組んでまいります。

最後に、「共生型地域福祉拠点設置市町村」については、道で推進しております。高齢者や障がいのある方、子どもなど、住民の誰もが地域の中で交流し、互いに支え合うとともに、地域の企業や教育機関などの地域資源とも連携しながら、地域課題を解決に導く場となります。「共生型地域福祉拠点」を、令和元年度までに全市町村で設置することを目標としてございます。令和2年度時点で、166市町村で設置、残りの13自治体に対しまして、状況を伺いながら、設置について働きかけをしてまいります。

以上、6項目の指標につきまして、推進状況を分科会に報告してございます。以上でございます。

○ 加藤委員長

ありがとうございました。只今の報告につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは、次の6番目、「その他」に移りたいと思いますが、具体的に何かございませんか。それでは各委員の皆様方、今日、説明事項ですとか、報告事項、全て説明をしてくれども、全体を通して、何かご意見・ご質問等ございましたら、皆様方からお伺いしたいと思います。何かございますか。

(質問・意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、本日予定されております審議事項につきまして、全て終了いたしました。議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございます。それでは事務局の方へお返しいたします。

○ 総務課 竹内政策調整担当課長

加藤委員長、ありがとうございました。以上を持ちまして、令和4年度北海道社会福祉審議会定例会を終了いたします。本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。